

## 個人情報保護の円滑な推進について

平成 18 年 2 月 28 日  
個人情報保護関係省庁  
連絡会議申合せ

昨年 4 月に個人情報保護法等が全面施行されたことにより、個人情報保護に関する国民の意識が高まるとともに、事業者の取組も進んできている一方、依然として事業者からの個人情報漏えい事案が発生している。また、法律に対する誤解等に起因して、必要とされる個人情報の提供までもが行われなかったり、各種名簿の作成が中止されたりするなど、「過剰反応」と言われる状況も一部に見られる。

こうした状況を踏まえ、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を適切に保護するため、内閣府、総務省及び関係省庁は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）に従い、以下の取組を連携して推進するとともに、法の施行状況について情報収集に努め、各種の事案に適切に対応する。

### 1. 民間事業者関係

#### (1) 法制度の周知徹底

個人情報を適切に保護するため、内閣府及び各省庁は、引き続き法制度の周知徹底を図る。

インターネットの活用、説明会の実施等により、国民及び事業者に対し、法制度の目的・内容の周知を徹底する。

地方公共団体が区域内の事業者に対する支援に必要な措置を講じることができるよう、必要な情報提供を行う。また、認定個人情報保護団体、事業者団体等が事業者に対し、適切な情報提供、指導、助言を行うことができるよう、個人情報保護法及び事業分野ごとのガイドラインの周知を徹底する。

地方公共団体、独立行政法人国民生活センター及び認定個人情報保護団体が国民からの苦情相談に対し、適切な助言、情報提供等を行うことができるよう、苦情相談情報を収集し、情報提供等必要な対応を行う。

#### (2) 事案に応じた対応

「過剰反応」と言われる問題については、これまで別添のように考え方の整理を行ってきたところであるが、今後も必要に応じて、以下のように措置するとともに、内閣府及び各省庁において、措置に関する情報を共有する。

##### 個人情報保護法の誤解に関するもの

個人情報取扱事業者が保有する個人情報を第三者に提供する場合であっても、大規模災害や事故等の緊急時における家族等への情報提供や、捜査関係事

項照会への回答のような場合は、個人情報保護法上、あらかじめ本人の同意を得なくても提供できるとされている。しかし、個人情報取扱事業者が、本人の同意なしには提供できないものと誤解し、提供を控えるような事例も見られる。

このため、本人の同意を得なくても個人データを第三者に提供できる場合等について、内閣府は法の解釈や運用基準を明確化し、また、関係省庁は分野ごとのガイドラインやその解説等の必要に応じた見直し等を行うとともに、その周知徹底を図る。

事業者や本人の意思に委ねられている事項に関するもの

学校や地域社会における緊急連絡網等の名簿の作成等に関し、個人情報保護制度の導入を理由として、名簿への掲載を拒否したり、必要な手続きが分からずに作成を断念したりするなど、円滑に進まない事例が見られる。

このため、ガイドラインやその解説の見直し等により、入学時や新学期の開始時に、あらかじめ個人情報の取扱いについて保護者の同意を取得する等の名簿を作成する手続きを明確化するとともに、その周知徹底を図る。

## 2. 公的機関関係

### (1) 行政機関及び独立行政法人等における法の適切な運用の確保

総務省及び各行政機関は、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の運用状況等に関する情報を共有するとともに、制度の適切な運用を確保していくために必要な検討を行っていくこととする。

また、法の運用状況等を踏まえ、総務省及び各行政機関は、広報資料の配布や職員への教育研修等を行い、同法の趣旨及び内容等の周知徹底を図るとともに、各行政機関は、所管する独立行政法人等において同法の適切な運用が行われるよう、その業務運営における自主性に十分配慮しながら、必要な指導、助言、監督を行っていくこととする。

### (2) 地方公共団体関係

地方公共団体及び地方独立行政法人については、各地方公共団体が制定する個人情報保護条例等に基づき個人情報保護対策が講じられているところであるが、各地方公共団体等において、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護することを目的とする個人情報保護法の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いが一層徹底されるよう要請を行うとともに、政府における取組み等について必要な情報提供を行う。

## 3. 国民生活審議会における議論

「個人情報の保護に関する基本方針」において、

内閣府は、法の施行状況について、全面施行後3年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること

このため、国民生活審議会は、法の施行状況のフォローアップを行うこととされている。

これらを踏まえ、国民生活審議会において、事業者、民間団体、関係省庁等から幅広く意見聴取を行い、個人情報保護法の施行状況の評価及び個人情報保護制度の見直しに向けた検討を進めていく。

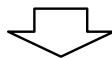
## (別添)

### 1. 名簿の作成・配付について

個人情報保護法においては、以下のいずれかの手続きを行えば、学校や地域社会での名簿の作成・配付ができる。

#### (1) あらかじめ本人の同意を得る

(例) 学校でクラス名簿や緊急連絡網などを作成・配付する場合。



入学時や新学期の開始時に、「生徒の氏名、住所など学校が取得した個人情報については、クラス名簿や緊急連絡網として関係者へ配付する」ことを明示し、同意の上で所定の用紙に個人情報を記入・提出してもらう。

全員の同意を取れなかった場合も、同意を得ることができた人のみを掲載した名簿の配付はできる。

#### (2) 同意に代わる措置を取る

以下の( )~( )について、あらかじめ、又はのいずれかの措置を取った上で、作成した名簿を配付する場合。

本人に郵便、電話、電子メール等で通知する  
事務所の窓口への掲示・備付け、ホームページへの掲載等によって、本人が容易に知ることができる状態に置く

- ( ) 緊急連絡網等として配付すること
- ( ) 名簿の内容 (例 氏名、住所)
- ( ) 提供方法 (例 関係者へ配付)
- ( ) 本人の求めにより名簿から削除すること

この際、本人からの求めがあった場合には、名簿から削除しなければならない。

## 2. 本人からの同意を得なくても個人情報を提供できる場合（例）

以下の場合、例外として本人から同意を得なくても、本人以外の者に個人情報を提供することができる。

### （1）法令に基づく場合

・警察や検察等から、刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合  
・弁護士会から、振り込め詐欺に関連し、銀行に対して、弁護士法に基づく所要の弁護士会照会があった場合



「法令に基づく場合」に関する例外に該当

### （2）人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合

・大規模災害や事故等の緊急時に、患者の家族等から医療機関に対して、患者に関する情報提供依頼があった場合  
・製品に重大な欠陥があるような緊急時に、メーカーから家電販売店に対して、顧客情報の提供依頼があった場合



「人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合」に関する例外に該当

### （3）公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合

地域がん登録事業において、地方公共団体から医療機関に対して、がんの診療情報の提供依頼があった場合



「公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合」に関する例外に該当

### （4）国等に協力する場合

税務署等から事業者に対して、任意の顧客情報の提供依頼があった場合



「国等に協力する場合」に関する例外に該当